

令和7年度 建設業法に基づく監督処分(営業停止)

No	称号又は名称	代表者名	主たる営業所の所在地	許可番号	処分年	処分月	処分日	処分の内容	処分の内容(詳細)	処分の原因となった事実
1	有限会社裕慈興業	岡田 雅	阿波市	徳島県知事(般-04) 第007400号	2025	7	8	営業停止	<p>&lt;停止を命じる営業の範囲&gt; 建設業の営業の全部</p> <p>&lt;営業停止期間&gt; 令和7年7月28日から令和7年8月3日 までの7日間</p>	<p>(有)裕慈興業及び同社元取締役は、法人税法違反と地方法人税法違反により、令和7年3月6日、徳島地方裁判所から、罰金800万円(会社)、懲役1年(執行猶予3年)(元取締役)の判決を受け、令和7年3月22日にその判決が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。</p>
2	株式会社パルトゥー	柏原好忠	板野郡	徳島県知事(般 特-05) 第006835号	2026	2	13	営業停止	<p>&lt;停止を命じる営業の範囲&gt; 徳島県内における建設業の営業の全部</p> <p>&lt;営業停止期間&gt; 令和8年3月5日から令和8年3月11日 までの7日間</p>	<p>株式会社パルトゥーの従業員が、同社の業務に関し、令和7年9月19日に徳島簡易裁判所から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金刑を科され、令和7年10月7日に刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。</p>